

バター等に対して課する輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の平成二十三年度における適用の停止を定める政令(案) 参照条文

◎ 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号) (抄)

(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)

第七条の三 平成七年度から平成二十三年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々の初日(以下この条において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率(別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。)及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本の譲許表に定める税率(第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。)のうちいずれか低いもの(関税についての条約の特別の規定及び同法第五条(便益関税)の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。))の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。)に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- 一 第八条の五第二項の規定により政令で定める物品で別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量の範囲内で輸入されるもの
- 二 関税率法別表第〇四〇二・一〇号の一及び二の(二)、第〇四〇二・二一号の一及び二の(二)、第〇四〇二・二九号並びに第〇四〇二・九九号の(一)及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第〇四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第〇四〇五・一〇号、第〇四〇五・二〇号及び第〇四〇五・九〇号に掲げるミルクから得たバターその他の油脂及びデイスプレッドのうち、独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)第十三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

三(省 略)

3 第一項に規定する場合に該当することとなつた別表第一の六に掲げる物品について、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、同項の規

4 定の適用を停止することができる。
5 7 (省 略)

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)

関税率法 別表の番号	品名	税率
○四・〇五 ○四〇五・一〇	ミルクから得たバターその他の油脂及びデAIRリースプレッド バター 一 脂肪分が全重量の八五%以下のもの (1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (2) その他のもののうち この号の(1)及び(2)並びに第○四〇五・九〇号の(2)に掲げるミルクから得たバターその他の油脂について、五八一トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項において「共通の限度数量」という。)以内のもの 二 その他のもの (1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (2) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの デAIRリースプレッドのうち 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの その他のもの 一 脂肪分が全重量の八五%以下のものうち	三五% 三五% 三五% 三五% 三五% 三五%
○四〇五・二〇	デAIRリースプレッドのうち 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの その他のもの	三五%
○四〇五・九〇	その他のもの 一 脂肪分が全重量の八五%以下のものうち	三五%

<p>独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの</p>	<p>三五%</p> <p>三五%</p> <p>三五%</p>

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の六関係)

関税率法 別表の番号	品名	税		率	
		税	率	率	率
〇四・〇五 〇四〇五 ・一〇	ミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッドバター 一 脂肪分が全重量の八五%以下のものうち 別表第一第〇四〇五・一〇号の一に掲げる税	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までに輸入されるもの	三四・一%及び一キログラ	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日までに輸入されるもの	二九・八%及び一キログラ
		平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までに輸入されるもの	三三・三%及び一キログラ	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日までに輸入されるもの	三〇・七%及び一キログラ
		平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日までに輸入されるもの	三二・四%及び一キログラ	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	三〇・七%及び一キログラ
		平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日までに輸入されるもの	三一・五%及び一キログラ	平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	三〇・七%及び一キログラ
		平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日までに輸入されるもの	三一・五%及び一キログラ	平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日までに輸入されるもの	三〇・七%及び一キログラ
		平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	三一・五%及び一キログラ	平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日までに輸入されるもの	三〇・七%及び一キログラ
		平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	三一・五%及び一キログラ	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日までに輸入されるもの	三〇・七%及び一キログラ

<p>○四〇五 ・二〇</p>	<p>率の適用を受けるもの 以外のもの</p>	<p>四円</p>	<p>九円</p>	<p>四円</p>	<p>九円</p>	<p>四円</p>	<p>九円</p>
<p>○四〇五 ・二〇</p>	<p>二 その他のもののうち 別表第一第〇四〇五・ 一〇号の二に掲げる税 率の適用を受けるもの 以外のもの</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき二四 〇円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき二四 四円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき二四 八円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき二二 二円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき二一 六円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき二一 〇円</p>
<p>○四〇五 ・二〇</p>	<p>デイリースプレッドのうち 別表第一第〇四〇五・二〇号 に掲げる税率の適用を受ける もの以外のもの</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき二〇 四円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき一九 九円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき一九 四円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき一八 九円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき一八 四円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき一七 九円</p>
<p>○四〇五 ・九〇</p>	<p>その他のもの 一 脂肪分が全重量の八五% 以下のもののうち 別表第一第〇四〇五・ 九〇号の一に掲げる税 率の適用を受けるもの 以外のもの</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき二〇 四円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき一九 九円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき一九 四円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき一八 九円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき一八 四円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき一七 九円</p>
<p>○四〇五 ・九〇</p>	<p>二 その他のもののうち 別表第一第〇四〇五・ 九〇号の二に掲げる税 率の適用を受けるもの 以外のもの</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき二四 〇円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき二三 四円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき二二 八円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき二二 二円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき二一 六円</p>	<p>三四・一%及 び一キログラ ムにつき二一 〇円</p>

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）

二九 ～ 一二	二	一〇 ～ 一	項 名	税	
				率	率
(省 略)	関税率表第〇四〇五・一〇号の二又は第〇四〇五・九〇号の二に掲げる物品	関税率表第〇四〇五・一〇号の一、第〇四〇五・二〇号又は第〇四〇五・九〇号の一に掲げる物品	(省 略)	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までに輸入されるもの	一・四%及び一キログラムにつき三七六円六七銭
				平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までに輸入されるもの	一・一%及び一キログラムにつき三六七円
				平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日までに輸入されるもの	一・八%及び一キログラムにつき三五七円三三銭
				平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日までに輸入されるもの	一・五%及び一キログラムにつき三四七円六七銭
				平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日までに輸入されるもの	一・二%及び一キログラムにつき三三八円
				平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	九・九%及び一キログラムにつき三八六円三三銭
				平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	九・九%及び一キログラムにつき三八六円三三銭